

議員提出議案第1号

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月15日提出

むつ市議会議長 富岡幸夫様

提出者

むつ市議会議員	中村正志
同	高橋征志
同	杉浦弘樹
同	佐藤武
同	工藤祥子
同	濱田栄子
同	櫻田秀夫
同	住吉年広
同	白井二郎
同	富岡直哉

むつ市議会議員

村 中 浩 明

同 野 中 貴 健

同 佐 藤 広 政

同 東 健 而

同 井 田 茂 樹

同 浅 利 竹二郎

同 岡 崎 健 吾

同 佐々木 隆 徳

同 佐 賀 英 生

同 大 瀧 次 男

同 佐々木 肇

同 富 岡 幸 夫

(提案理由)

本案は、先の第258回定例会において、むつ市部設置条例の一部を改正する条例を可決したことに伴い、行政組織の改編に応じて、常任委員会の所管について所要の改正をするため、提案するものであります。

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

むつ市議会委員会条例（昭和42年むつ市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「企画政策部」を「政策推進部」に改め、同項第2号中「経済部」を「産業政策部」に改め、同項第3号中「民生部、福祉部、健康づくり推進部」を「市民生活部、健康福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 8人 総務部、<u>政策推進部</u>、財務部、出納室、教育委員会、議会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業建設常任委員会 7人 <u>産業政策部</u>、都市整備部、建設技術部、農業委員会及び上下水道局の所管に属する事項</p> <p>(3) 民生福祉常任委員会 7人 <u>市民生活部</u>、<u>健康福祉部</u>及び子どもみらい部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 8人 総務部、<u>企画政策部</u>、財務部、出納室、教育委員会、議会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業建設常任委員会 7人 <u>経済部</u>、都市整備部、建設技術部、農業委員会及び上下水道局の所管に属する事項</p> <p>(3) 民生福祉常任委員会 7人 <u>民生部</u>、<u>福祉部</u>、<u>健康づくり推進部</u>及び子どもみらい部の所管に属する事項</p>